資料12－７

電波有効利用委員会（第12回）

全国BWAの資本規制見直しに関する当社意見

2026年3月31日

株式会社 NTTドコモ

当社の基本スタンス

- **全国BWAの資本規制の見直しについては、以下の制度、政策等の観点から課題があるため、慎重な検討が必要と考えます。**

- **観点①： BWAの制度趣旨との整合**

  ✓ BWAは本来、携帯電話とは異なる移動通信分野の新規参入として、市場活性化を目的に制度整備、周波数割当が行われたものであり、その独立性を担保する資本規制の見直しは、**政策目的、制度趣旨の根幹に関わる**もの。

- **観点②： 競争政策上の観点**

  ✓ 実態としてBWAと携帯電話の一体運用が進んでいる中、資本規制の見直しは“グループ性”を制度的に固定させることに繋がり、**将来の周波数割当・参入機会の設計（競争条件）に影響が生じ得る。**

- **観点③： 見直し必要性の根拠**

  ✓ 現行の規制下でも、BWA/携帯電話間のキャリアアグリゲーション（CA）等により技術的・サービス的な一体運用は既に実現されており、**見直しを行うに足る合理的な理由があるのか、制度全体の観点から慎重に検証する必要がある。**

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

制度の原点： なぜ1/3資本規制があるのか

- 2.5GHz帯BWAシステムは、技術間競争及び新規参入の促進を目的とし、2007年の制度整備当初から、既存移動通信事業者の出資比率を1/3未満とする規制が適用。

- 既存移動通信事業者の関与を認めつつも、その支配力を限定的に留めることで、BWA事業者の経営的独立性を確保することが必須条件とされた。

- この枠組みが、BWA事業者への周波数割当の制度的前提である。

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針について

1　2.5GHz帯の概要

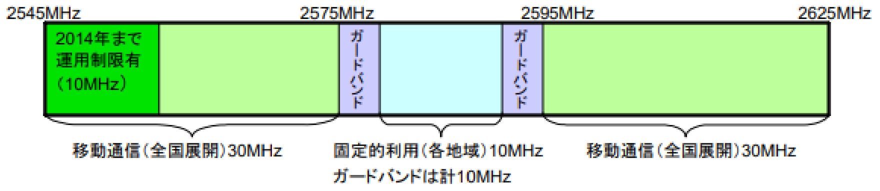

2　開設指針の概要

（１）　移動通信向けに、全国単位で30MHzずつ最大２社に割当て

（２）　技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、第三世代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て（ただし、３分の１未満の出資による事業参加は許容）。

（３）　ＷｉＭＡＸ、次世代ＰＨＳ、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの４方式の中から事業者が選択。

（４）　MVNO（仮想移動体通信事業者）による無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。

（５）　認定後３年以内にサービス開始、認定後５年以内に各管内のカバー率50%以上の達成等を要件

3　スケジュール

・　開設計画認定の申請受付期間（９月10日（月）から10月12日（金）までの間）を経て、本年末頃に周波数割当事業者を決定。

出典：電波監理審議会資料「無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について（平成19年9月12日 諮問第30号）［開設指針に基づき特定基地局を開設するための制度整備］」

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

2014年の制度見直し： 規制の強化と緩和

- 電波政策ビジョン懇談会にて、周波数割当におけるグループ性の扱いが議論され、「周波数の一体運用」の実態を踏まえた見直しを実施。
  - ✓ 複数申請を禁止するグループ概念を見直し、1/3議決権規制に加え、役員兼任状況や取引状況（周波数の一体運用の状況）などを追加。
  - ✓ 競願時審査における周波数ひっ迫度を“グループ保有周波数”で算定する旨を追加。
- BWA無線方式に関し、当初のWiMAX/XGPから高度化し、LTEと互換性を有するようになり、2014年に複数事業者間キャリアアグリゲーションを可能とする制度整備を実施。
- これらの見直しは当時、移動通信事業者のグループ化が進む中、公共の便益に資するものとして、①競争条件への影響を抑制する規律強化、②技術進化による利用者利益の向上を同時に担保する制度パッケージであったと認識。

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

参考： 電波政策ビジョン懇談会報告書概要

II－3 今後の移動通信周波数割当てにおける方向性

19

(1)周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて

(中間とりまとめでの提言)

①移動通信事業者のグループ化が進展するなか、今後新たに移動通信事業者に周波数を割り当てる際にはグループ性を反映した周波数割当てを進めることが望ましい。グループ性については、議決権(3分の1以上)だけではなく、資本関係(出資比率や所有構造)、意思決定、取引関係等多様な観点から実態に即して判断することが適当。具体的には、周波数を一体運用する複数の事業者を「グループ」と捉え、例えば、以下のような措置を講じることについて検討を進めるべきである。

(複数の申請を禁止するグループ概念の見直し)

申請者と3分の1以上の議決権保有関係にある者が、同時に割当ての申請を行うことを禁止してきた(3分の1議決権規定)が、議決権以外の資本関係、意思決定、取引関係等、他の要素も考慮することにより、参入機会の多様性の実質的な確保を図る。

(周波数ひっ迫の算定の際にグループ全体の周波数保有量を考慮)

周波数を割り当てられた者が他事業者と恒常的に周波数を一体運用している場合には、当該他事業者の契約数及び周波数も、自らの契約数及び周波数として、算定の対象とする。

②割当時における一体運用の取扱いを見直す際には、現在認められていない「複数の事業者による事業者をまたがるキャリアアグリゲーション」についても周波数の有効活用を可能とする技術を積極的に活用する観点から、適切な措置を講じるべき。

(関連意見)事業者間のキャリアアグリゲーション実施の場合、周波数割当てにおいて同一事業者グループとして扱うべきではないか。

③グループ単位による競争政策については、情報通信審議会における議論の状況を十分に考慮し整合性を図る。

(提言を踏まえた内容)

上記の提言を踏まえ、今回の第4世代移動通信システムの導入のための周波数の割当てにおいては、開設指針において、以下のとおり措置を講じることとした。

①同時申請が禁止される「グループ」企業の要件について、従来の議決権(3分の1以上)のほか、役員の兼任状況や取引関係(周波数の一体運用の状況)なども考慮することとした。具体的には、申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないことを要件として盛り込んだ。

1 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
2 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
　－ 一方が他方の筆頭株主である場合
　－ 周波数を一体的に運用している場合
3 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
4 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
5 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等　　等

②競願時審査基準において周波数のひっ迫度合いを評価する際に、申請者と同一企業グループに属する携帯電話事業者やBWA事業者の周波数保有量及び契約数を考慮することとした。

③この見直しに際し、複数の事業者間のキャリアアグリゲーションが認められるように制度整備を行った。

出典:電波政策ビジョン懇談会報告書概要(2014年12月26日)

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

観点①： BWAの制度趣旨との整合

- 資本規制は、当初の政策目的を支える中核要素として、新規参入・技術間競争を促進するための『独立性担保』として導入されたものであり、BWA用周波数はこの独立性を条件に、新規に割り当てられたもの。

- 独立性条件を緩和する変更は、周波数割当時に前提とされた新規参入者としての位置づけを事後的に変更することとなり、BWA用周波数割当の前提条件との整合性に疑義をもたらす。

- 仮に実質的統合を許容する見直しを行う場合、割当時点では新規参入であっても、事後的に既存事業者グループへ統合され得ることとなり、独立性条件を付して周波数を割り当てるという制度運用の信頼性を損なう恐れがある。

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

観点②： 競争政策上の観点

- BWA事業者と携帯電話事業者が実質的にグループとして機能し、一体的な運用が進む現状において、資本規制という最後の歯止めを見直すことは、グループ化の進行を制度的に固定化する方向に作用し得る。

- その結果、周波数割当制度が前提としてきた「独立性条件」や「グループ性の扱い」（参加資格・グループ制約等）に関する今後の設計にも影響が及び得るため、本件は制度の小変更ではなく、競争条件に関する制度設計上の論点として扱うべき。

- また、こうした制度変更が、中長期的な利用者利益や競争環境にどのような影響を及ぼすかについても評価するとともに、単なる規制緩和に留まらず、競争条件に対する規律強化を同時に検討することが制度設計上必要不可欠である。

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

観点③： 見直し必要性の根拠

- 規制見直しが必要であるならば、現行制度下では実現できない具体的な内容とその阻害要因、見直しにより得られる追加便益を明確にする必要がある。
- その追加便益は、利用者利益や電波の能率的な利用といった公共的便益として、資本規制の見直しによって初めて実現されるものであり、具体的に検証可能な形で示される必要がある。

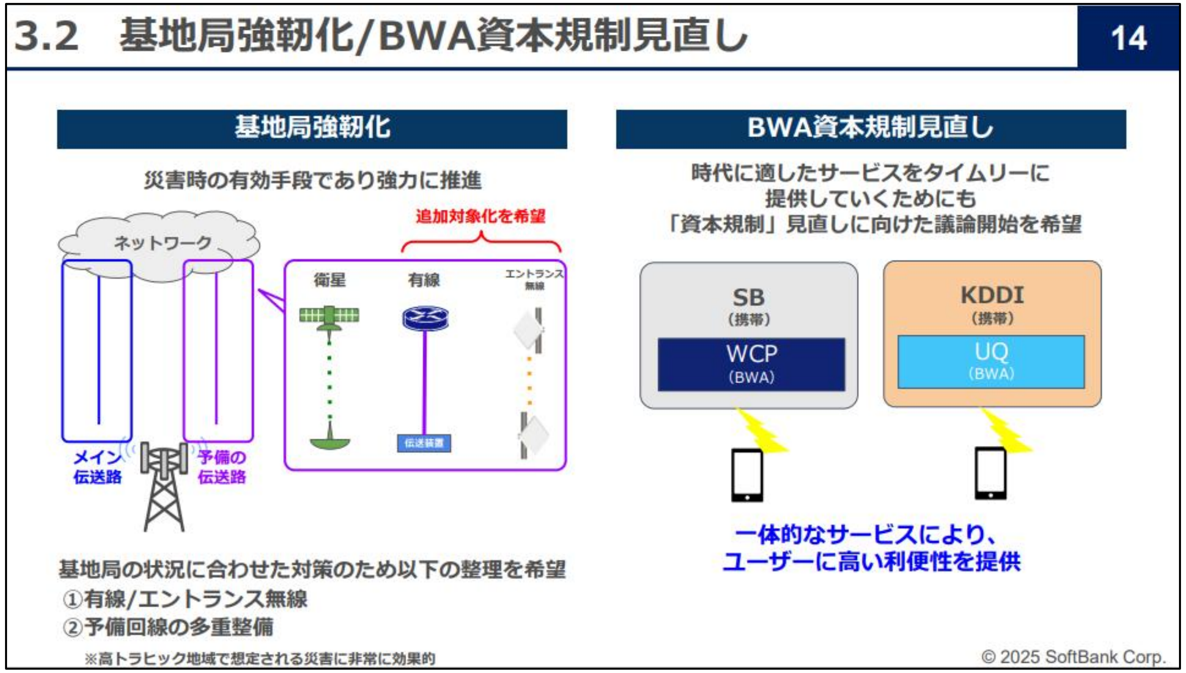

出典：電波有効利用委員会資料３－３ ソフトバンク株式会社提出資料（2025年6月25日）

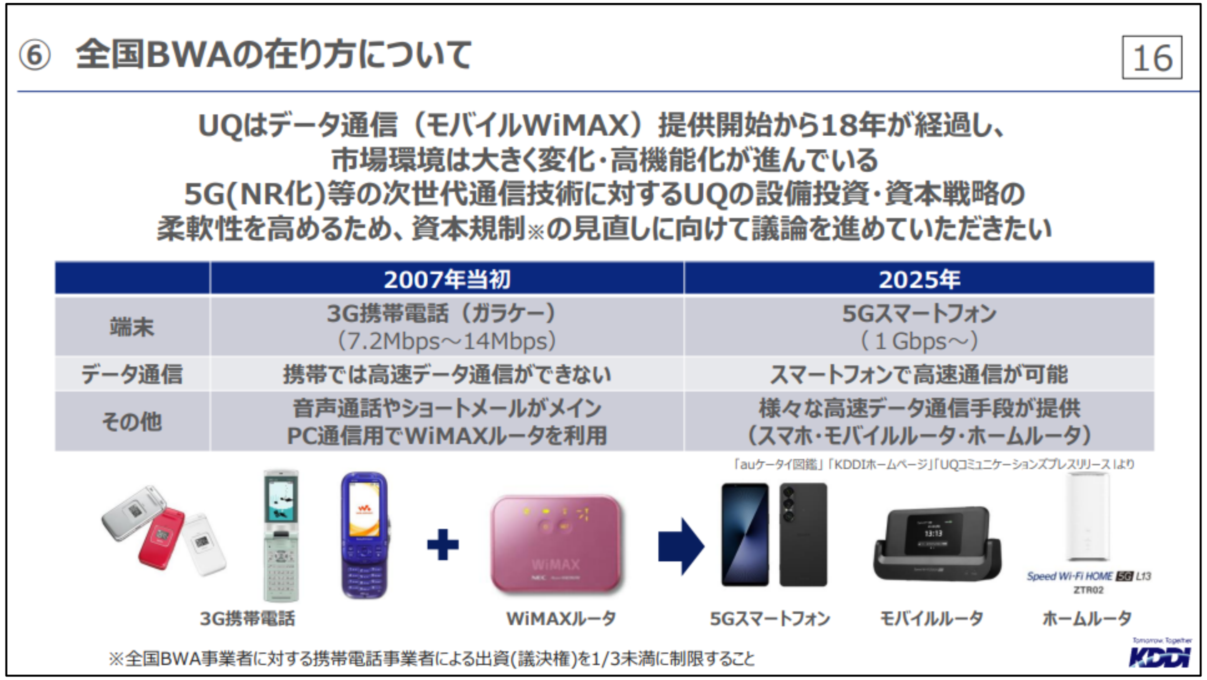

出典：電波有効利用委員会資料４－４ KDDI株式会社提出資料（2025年7月18日）

© NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

まとめ

- 本件は、周波数割当制度全体の一貫性と将来の競争環境を左右し得る制度設計上の論点を含むものであり、本資料に示した3つの観点を考慮しながら慎重な検討が必要である。
  - 観点①： BWAの制度趣旨との整合
  - 観点②： 競争政策上の観点
  - 観点③： 見直し必要性の根拠
- また、検討の透明性確保のため、有識者・消費者代表・MVNO等を含む形で、検証可能な情報に基づき議論することが望ましい。

つ な ご う。驚 き を。幸 せ を。

NTT docomo